

議案第56号

物品の取得について

次のとおり物品を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第5号)第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成30年6月11日提出

大田原市長 津久井 富雄

記

- 1 契約の目的 大田原市新庁舎物品購入(その1)
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 取得金額 70,200,000円
- 4 契約の相手方 大田原市新富町1丁目5番1号
有限会社 大島くじや
代表取締役 大島 雅彦